

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委託業務番号	令和5年度 長商第143号
委託業務名称	豊公園活用促進トライアル業務
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	令和8年度以降の実施が予定されている民間活力を活用した豊公園の再整備に向けて、再整備事業の目的である来訪者数の増加、特にメインターゲット※の獲得につながる再整備後の施設や機能を、当該トライアル事業を通して調査する。 ※現在本市では若者の定住促進に注力している。また、過去の社会実験結果から、豊公園利用者の約6割が市民であり、近隣住民の憩いの場として定着している様子が伺える。このことから、メインターゲットを、市内及び近隣市町の子育て世代とする。
履行期間	令和5年8月5日 から 令和6年3月22日
契約年月日	令和5年8月4日
契約額(税込)	2,950,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市元浜町7番5号 [商号又は名称] 長浜まちづくり株式会社
契約相手方の選定理由	長浜まちづくり株式会社は、中心市街地のトータルマネジメントを目的に設立された法人であり、令和2年度から3年度にかけては、中心市街地活性化基本計画に代わる新たなまちづくり方針となる、湖の辺のまち長浜未来ビジョンの策定支援業務に取り組み、令和4年度には豊公園における新たな商業機能やサービス機能を実装した際の実現可能性に関する調査・研究を行うなかで、豊公園の活用促進に関するデータ・ノウハウをさらに蓄積されたところである。 当該業務は、令和8年度以降に予定されている民間活力を活かした豊公園の再整備事業に向けて、再整備事業の目的である来訪者数の増加、及び特定都市公園施設の建設・維持管理を可能なものにするべく、来訪者のニーズ調査等を行うものである。以上のことから、専門的な知見を有する長浜まちづくり株式会社が、継続して当該業務に関与することで、迅速かつ的確に課題の整理・調査研究を行うことができるため、業務の性質上代替性が無いものと判断し、同者への一者随意契約とする。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>